

宅地造成に関する工事の許可申請等手数料

令和 7 年 4 月 1 日施行

手数料名	事 項		手数料の額 (単位：円)
	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）		
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可	500 ㎡以内		12, 850
	500 ㎡を超え	1, 000 ㎡以内	22, 490
	1, 000 ㎡を超え	2, 000 ㎡以内	33, 200
	2, 000 ㎡を超え	5, 000 ㎡以内	50, 330
	5, 000 ㎡を超え	10, 000 ㎡以内	71, 750
	10, 000 ㎡を超え	20, 000 ㎡以内	117, 810
	20, 000 ㎡を超え	40, 000 ㎡以内	182, 070
	40, 000 ㎡を超え	70, 000 ㎡以内	267, 750
	70, 000 ㎡を超え	100, 000 ㎡以内	364, 140
	100, 000 ㎡を超えるもの		449, 820
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1 /10 ※
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少後面積の手数料) × 1 /10 ※
	ウ 造成面積の増加 に伴う工事の設計 変更	当初区域の工事の設計 変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計 変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 ※ + 増加部分面積の手数料 (合計額が 449, 820 円を超える 場合は 449, 820 円)
	エ 規則第 26 条及び細則第 7 条第 2 項で定め る変更以外の変更		10, 710
証 明	施行規則第 30 条証明		420

※ 10 円未満の端数は切捨て

宅地造成に関する工事の許可申請等受付窓口一覧

所管区域	窓 口	住所及び電話番号
向日市、長岡京市、 大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8 0 7 5 - 9 3 1 - 2 4 7 8
宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田 1 0 7 7 4 - 6 2 - 0 6 2 4

※ 京都市内の宅地造成に関する工事の許可等に関する窓口

京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課 電話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 5 8

編 集

京都府建設交通部建築指導課開発指導係 電話 0 7 5 - 4 1 4 - 5 3 4 7